

内訳書をつけて袋とし、2部作成してください。

(内訳書の日付は抜いてください。)

記入例

契 約 書

.....〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇購入.....につき津幡町（以下「甲」という。）と
.....株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇.....（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 契約物品及び規格数量

- | | | |
|---------|---|--------|
| (1) 品 名 | } | 別紙のとおり |
| (2) 規 格 | | |
| (3) 数 量 | | |

第2条 契約金額 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇-（うち消費税額及び地方消費税額¥〇〇〇,〇〇〇-）
ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法
第72条の8第2第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額で
ある。

第3条 契約保証金 ¥〇〇〇,〇〇〇-

契約金額500万以上で10%以上。
契約保証金が発生しない場合は、
『免除』と記入。

第4条 納入期限及び場所

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 納入期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| (2) 納入場所 | 津幡町字 〇〇〇〇 地内 |

第5条 納入の完了

甲は前条の納入場所において、乙の立会いの上売買物品の検査を行った後、これを受理するものとする。

第6条 代金の支払

契約代金の支払は納入検査後、甲が、適法なる請求書を受理した日から30日以内とする。
但し、乙の責に帰する理由により契約代金の受領が遅れた場合は、甲は遅延利子支払の責は負わないものとする。

第7条 違約金及び遅延利息

- 乙が正当な理由なく第4条の納入期限までに納入しないときは、契約金額に対し、期限の翌日から納入をする日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとし、この違約金は甲が乙に支払う契約対価の支払の際これを徴収するものとする。
- 甲が正当な理由なく第6条による支払期日を遅延したときは、支払金額に対し、約定の支払時期到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

第8条 契約解除

甲は、次に掲げる場合には、本契約を解除し、これに対し、乙は異議の申立をすることができないものとする。

- 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 乙が甲の承諾なくこの契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。

第9条 不正行為に係る契約解除

甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命

令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による納付命令を行い、同条5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙が、独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判の請求をした場合において、独占禁止法第66条の規定により当該請求に対する審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）がされたとき（独占禁止法第77条の規定による審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第10条 不正行為に係る賠償の予約

乙は、この契約に関して前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 前条第1号から第4号までのうち、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 前条第5号に該当するときであって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 乙は、前条第5号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前条第2項に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用がある場合
 - (2) 前条第5号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになった場合
- 3 甲は、甲に生じた実際の損害額が第1項及び第2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、乙が契約を履行した後においても適用する。

第11条 納入物品の保証

乙は、契約物品の納入後.....ヵ月間甲の正常な管理のもとにおいて製品の不良、変質等によって生じたと認められる故障、又は発見された契約不適合については、甲の請求に基づき直ちに自己の負担において修理又は取替の上、納入するものとする。

第12条 疑義の決定

本契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

入札日から5日以内
(土、日、祝日を含まない)

甲 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地
津幡町
津幡町長 矢田 富郎

⑨

乙 津幡町字.....
株式会社
代表取締役 ○○ ○○

⑨